



鹿嶋基署発第 248 号
平成 25 年 11 月 26 日

建設業の関係団体の長 殿

鹿嶋労働基準監督署長



掘削工事におけるブロック塀等の倒壊防止対策の徹底について（要請）

日頃より、労働基準行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、建設業におきましては、東日本大震災以降、当署管内では災害復旧工事が盛んに行われているところです。

このような中、平成 25 年 11 月 19 日（火）午後 1 時 30 分頃、潮来市日の出地区の下水道災害復旧工事現場において、市道に沿って民家のブロック塀の側を掘削しながら U 字溝を撤去していたところ、ブロック塀が倒壊し下請け作業員 2 名がブロック塀に挟まれて負傷する災害が発生しました。

（現場の写真等は、別紙を参照。）

負傷者	下請け事業場の労働者	男性	50 歳代	右足大腿骨骨折
同上	同上	男性	60 歳代	左足首骨折

本件災害の原因は、ブロック塀の側を掘削した際に、ブロック塀が倒壊しないよう補強する等の措置を講じていなかったことによるものです。

つきましては、下記の事項にご留意の上、傘下会員事業場に周知を図っていただき、労働災害防止対策の強化に取り組んでいただきますようお願いいたします。

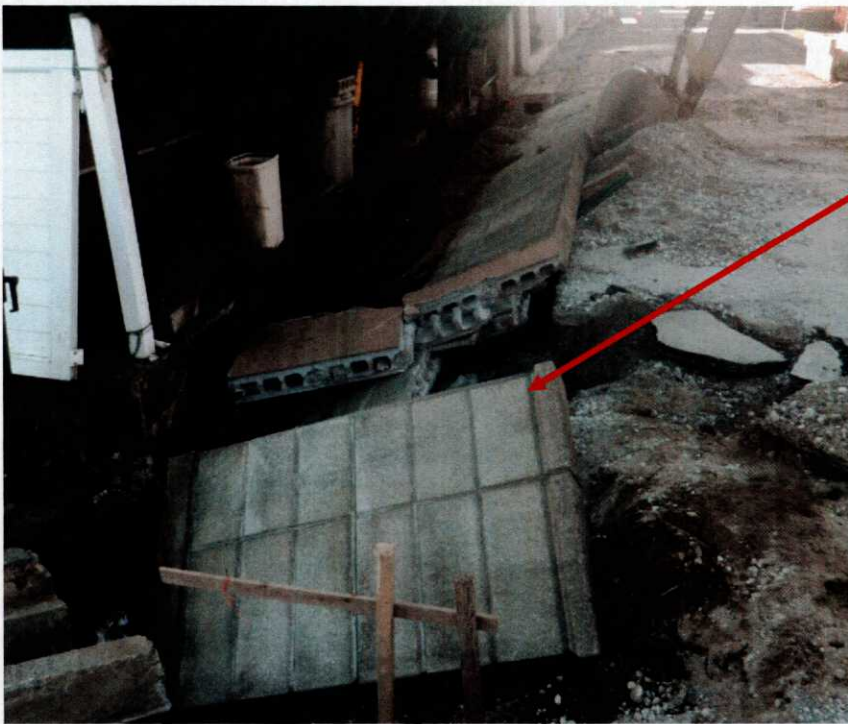
記

埋設物等による危険の防止について

埋設物等又はれんが壁、コンクリートブロック塀、擁壁等の建設物に近接する箇所掘削の作業を行なう場合は、

- (1) ブロック塀等の構造、基礎部分の根入れの状況等を事前に調査又は予備的な掘削により確認して適切な作業計画を作成してください。
- (2) 作業により倒壊の恐れのある場合は、ブロック塀等を補強し、移設する等の措置を講じた後に、作業を行なってください。
- (3) 掘削の作業計画を定めたときは、これに従った作業手順を周知し、また、立ち入り禁止区域の設定等危険防止措置を講じてください。

1 災害現場の写真



倒壊したブロック塀
(高さ 1.3m、
長さ約 8m)

2 災害の概要図

